

## 監事監査報告書

平成 29 年度第 4 回監事監査結果につきまして次のとおり報告いたします。

監事 曾場 利夫 

監事 藤山 勝光 

監査日時 平成 30 年 3 月 12 日(月曜日) 13 時 30 分～17 時 30 分

監査場所 法人研修センター 2 階 研修室

監査監事 藤山 勝光

曾場 利夫

監査内容 I 法人本部事業運営状況

1. 法人理事会・評議員会の開催状況
2. 役員・職員の研修実施状況
3. 各種法人内における会議等の開催状況

II 各施設・事業所の事業運営状況(平成 29 年 10 月～12 月)

1. 職員の状況
2. 職員研修の実施状況
3. 職員会議等の開催状況
4. 利用者の状況
5. 苦情の状況
6. 事故の発生状況
7. 余暇活動・行事等の運営状況

III 平成 29 年度の各拠点区分会計における予算の執行状況

1. 予算執行状況(平成 29 年 10 月～12 月)
2. 計算書類の整合性について
3. さくら総合会計による巡回指導状況について

IV 預かり金サービスの管理状況

V その他

1. 内部管理体制の基本方針について
2. その他の固定資産である土地・建物の処分について

## 監査結果及び意見

■社会福祉法人後志報恩会定款第一八条の定めにより前記の内容について監査を実施しました。その内容につきまして、意見を含めてご報告いたします。

■平成29年10月30日開催の第6回理事会においては、小樽地区における共同生活援助事業所及び和光学園並びに就労支援事業所の指定内容を変更するための議案等について決議されております。また、同年12月8日の第7回理事会では、理事長並びに常務理事の業務執行報告の他、仁木地区における共同生活援助事業所整備に係る建設地の調査や社会福祉事業、公益事業各会計予算の補正について審議されたところです。いずれの理事会も本年度の事業計画の進捗状況に基づき、適宜、開催されていることを認めます。

■役職員の研修の実施については、11月7日に法人全職員を対象に研修が行われております。利用者支援における「アンガーマネジメント」について研修が行われたとの報告を受けました。また、11月27日には、苦情解決・虐待防止第三者委員の研修会が開催され、仁木・小樽地区の施設、事業所の見学と利用者、職員との意見交換が実施されたとのことです。第三者委員より利用者の要望の実現に向けての取組や日常生活の満足度について聞き取りが行われ、委員より高い評価がなされたとの報告を受けております。

■法人内の会議の開催状況について克明に報告を受けました。会議形態は様々で、日常的な課題についてはほぼ適宜解決されているとのことです。法人の企画調整会議や運営会議では、人材の確保について毎回協議されております。人材確保の打開策を見出すことは非常に難しくなっており、事業計画の実施に影響を及ぼしかねない状況にあるとのことです。利用者の転倒、骨折等の事故発生の一因ともなり得ることから法人役職員全体でこの課題を共有していく必要性を改めて認識したところであります。

また、職員のストレスチェックの実施について継続的に協議されており、すでに実施している銀山学園に加え、年明けに法人全事業所で実施されたとの報告を受けました。職員の心身の健康の維持増進に一層の取組をお願いいたします。

■この間の利用者の事故報告では、銀山学園で骨折4件、転倒・打撲が3件、大江学園で転倒2件との報告でした。高齢による身体的機能の低下を前提としつつ、利用者の安全と安心の確保のために、管理者並びに支援現場において、事故防止に向けての取り組みを継続されるようお願いいたします。

■平成29年11月に発行された『野村健論文・遺稿集-人間福祉の地平-』を事務局より送付を受けました。副題に「幸せづくりの原点は地域」とあるように、銀山学園の創設以来、知的障がい者福祉の原点を地域におき、住民とともに施設利用者の幸せを追求してこられた実践に深い感銘を受けました。これまでの実践に対して、「地域共生社会」の実現に向けた先駆的取組との評価が数多く寄せられているとのこと。この実践理論を法人の基本理論として今後とも引き継いでいくことの重要性を改めて認識したところです。

■各拠点区分における予算の執行状況については、事業活動収入並びに事業活動支出ともほぼ予算の範囲内で適正に執行されていることを確認しました。12月末時点の事業活動収入の執行率は予算比75.32%、事業活動支出で76.81%です。事業活動の収支差額は予算比40.27%の31,574,847円となっています。予算比率が40%台となっているのは、12月の賞与支給にともなうものと考えられます。第4・四半期には施設整備に伴う償還支出が2千400万円余り控えておりますが、1月～3月の事業執行もほぼ順調に推移しているとのこと。また、決算に向けての所要の補正がなされ、今回の理事会に提案されております。

■社会福祉事業会計の事業未収金に徴収不能のおそれあるものが一部含まれております。精査の上、各事業の個別発生金額については徴収不能額として計上し、また、事業毎の債権金額に対しては引当率を乗じた相当額を徴収不能引当金として繰入する必要があります。

■同じく社会福祉事業会計の建設仮勘定に既に改修工事を終了したものが計上され続けているものがありました。建設仮勘定は完成前の有形固定資産への支出等を仮に計上しておくための勘定であるため、改修工事が終了し、事業に供された時点で本勘定に振り替えることを要します。適切な会計処理について研鑽を積まれるよう期待します。

■預り金サービスの管理状況については、適切に管理されていることを確認しました。適正な管理体制の構築に向けた点検作業を継続するとともに、利用者の要望に即した柔軟的な対応がとれるよう一層の見直しをお願いします。

■内部管理体制の基本方針案について説明がありました。これは、改正社会福祉法第45条の定めにより、法人の内部管理体制の整備の方向性を示し、その体制の整備を図ることを目的としています。一つには、理事の職務執行が関係法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備であり、また、社会福祉法人

としての業務の適正を確保するための体制整備を目的とするものです。

基本方針案は厚生労働省が示す案をベースとしつつ、加えて、利用者の自己実現と権利擁護を図るための体制の整備、並びに法人の基本理念・基本姿勢に基づく業務遂行体制の整備を冒頭に掲げております。

今回の理事会の議案として内部管理体制の基本方針の策定が提案されております。基本方針の策定に続いて、必要な規程や体制の見直しと整備を順次進めていただくよう監事の立場からも強く要望するものです。

■また、今回の理事会では、小樽地区のグループホーム整備により今後、使用しないとされた旧グループホーム 2 件の土地・建物の処分策について提案されております。うち、1 件は地域の福祉事業に活用してほしいとする意向の下に無償で寄附された物件です。提案内容についての多面的な検討をお願いします。